

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

平成18年1月31日

本日(平成18年1月31日)、原子炉等規制法(1)に基づき、国に原子炉施設保安規定(2)の変更認可申請を行いました。今後、国による審査を受けてまいります。

申請の概要は次のとおりです。

(1) 実用炉規則(3)の改正に伴う変更

- ・実用炉規則の改正で高経年化技術評価(4)の対象となる機器・構造物が原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物である旨明確化されたこと等に伴う記載の変更。
- ・実用炉規則の改正で一部の記録の保存期間が変更されたこと等に伴う記載の変更。

(2) 品質保証活動の改善に伴う変更

調達部門(資材部及び燃料部)の内部監査や不適合管理などのルールを記載した文書を保安規定の品質保証活動に係わる文書として位置づける。

(3) 管理区域(5)区分の変更

管理区域への入退域に際してより確実かつ合理的な放射線管理を行うため、一部の区域の管理区域区分について、「汚染のおそれのない管理区域」から「汚染のおそれのある管理区域」に変更する。

- 1 原子炉等規制法とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。
- 2 原子炉施設保安規定とは、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。
- 3 実用炉規則とは、原子炉等規制法の規制に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則。
- 4 高経年化技術評価とは、機器や装置は使用時間の経過とともに、材料の性質が変化(経年劣化)することを踏まえ、実用炉規則に基づき、プラント運転開始から30年を迎える前に、機器・構築物ごとに高経年化対策上考慮すべき経年劣化事象を抽出し、これらの評価を行うこと。その評価結果に基づき、30年以降10年間の長期保全計画を策定する。
- 5 管理区域とは、原子力施設や放射線利用施設等で関係者以外の無用な放射線被ばくを防止するとともに、施設内で作業する人の被ばく管理を適正に行うため、他の一般区域から隔離した区域。(汚染のおそれのある管理区域と汚染のおそれのない管理区域に分類される。)

以上